

平成22年11月26日
消費者庁

「保証人紹介ビジネス」に関する情報について

「保証人紹介ビジネス」に関して、国民生活センターが管理するPI0-NETに入力された相談件数は以下のとおり。なお本年5月26日に、国民生活センターにて保証人紹介ビジネスのトラブルについて取りまとめ、公表しており、当該公表資料を一部引用している。

○ 保証人紹介ビジネスのトラブルに関する相談について

(1) 相談件数

保証人紹介ビジネスに関して、相談件数は、2008年度以前は100件台前半で推移していたが、2009年度には211件と、前年度と比べると約2倍の件数になっている。2010年度においても、10月31日現在で68件（2009年度同期での件数は85件）となっている。（図1参照）

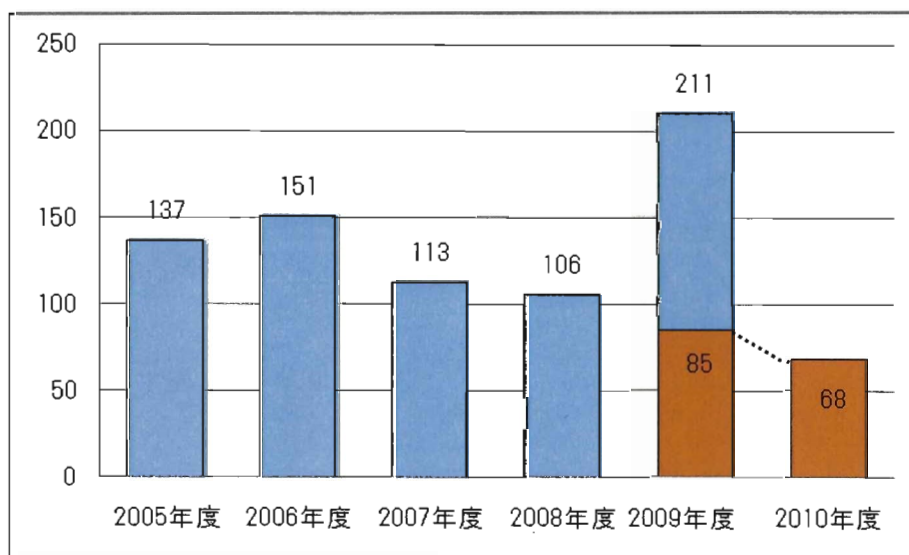


図1 2005年度以降の年度別相談件数

※ 本資料は2010年10月31日までにPI0-NETへ登録された情報を元に作成。

※ 2009年度の85件は、2009年10月31日までに登録された件数。

(2) 契約当事者の年代

年代別にみると、30代が264件(36%)と最も多く、次いで40代(24%)・50代(17%)・30歳未満(16%)の順となっている。（図2参照）

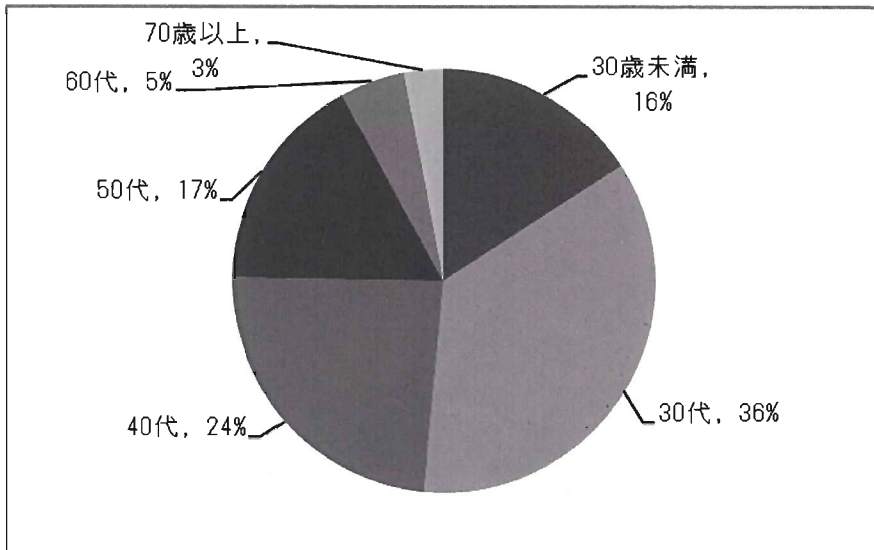


図2 年代別構成比

※ 平成 22 年 5 月 26 日に国民生活センターにて公表された資料を引用しており、上記の数値とは一致しない。

(3) 既支払額

料金等を請求され、実際に支払った額の内訳では、1万円以上5万円未満が119件、5万円以上10万円未満が132件で合わせて251件と約3/4を占め、数万円単位の登録料や紹介料、キャンセル料を請求されている相談が多い。(図3参照)

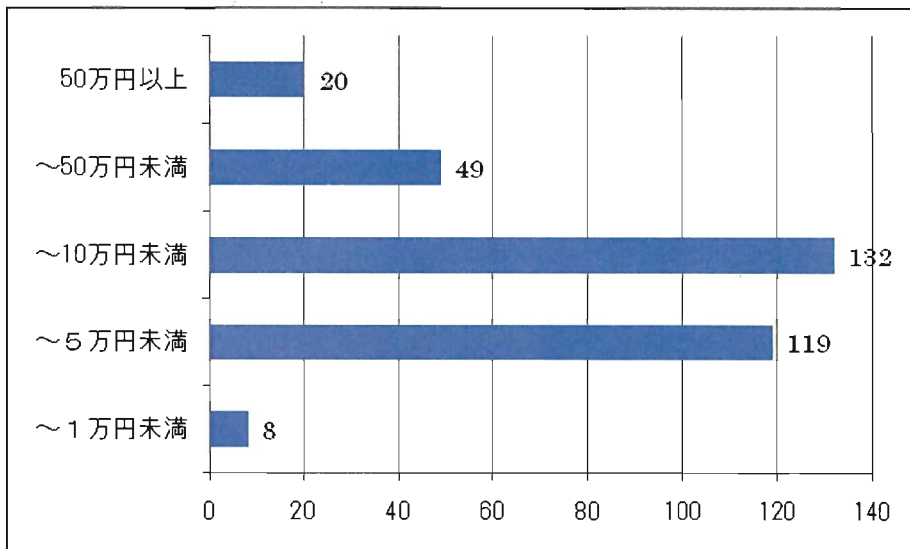


図3 既支払金額

※ 平成 22 年 5 月 26 日に国民生活センターにて公表された資料を引用しており、金額が明らかとなっている相談のみで構成しているため、上記の数値とは一致しない。

平成 22 年 5 月 26 日
独立行政法人国民生活センター

借金をするとき、家を借りるとき、就職するとき・・・ 保証人紹介ビジネスのトラブルにご注意！

インターネットを通じて保証人紹介業者（以下「紹介業者」という）に申し込みをしたところ、「保証人を紹介されなかった」「キャンセルを申し出たら拒否された」といったトラブルが増加傾向にある。また、保証人として紹介業者に名義登録をすれば報酬を得られるということで名義を登録したところ、多額の債務を負わされてしまったというトラブルもある。

お金を借りたり、アパート・マンション等を借りる際の連帯保証、就職の際の身元保証など、保証人を必要とする場面は少なくない。そのような場面で、インターネットで契約等が行えるという手軽さから、紹介業者の利用を考える消費者は今後も増加していくものと思われる。そこで、トラブル防止の観点から、安易な利用をしないよう消費者に注意を呼びかける。

1. 保証人紹介ビジネスとは

保証人が必要とされる場面は様々あるが、自分で保証人を探すことができない消費者へ保証人を紹介し、その手数料等を得ることを目的とする事業者を保証人紹介業者という。

紹介業者は、保証人が必要な消費者同士を相互に保証人として紹介したり、債務は紹介業者が負担するとうたって保証人として名義を貸してくれる消費者を募集し、報酬として一定の名義登録料を支払い、その名義登録した消費者を保証人として紹介するなどしている。

「保証人が必要な消費者」同士を結びつけたり、紹介業者が債務を負担するとうたって「保証人として名義登録をした消費者」と「保証人が必要な消費者」を結びつける等、実質的には保証人といえない消費者が保証人として紹介されるところに特徴がある。

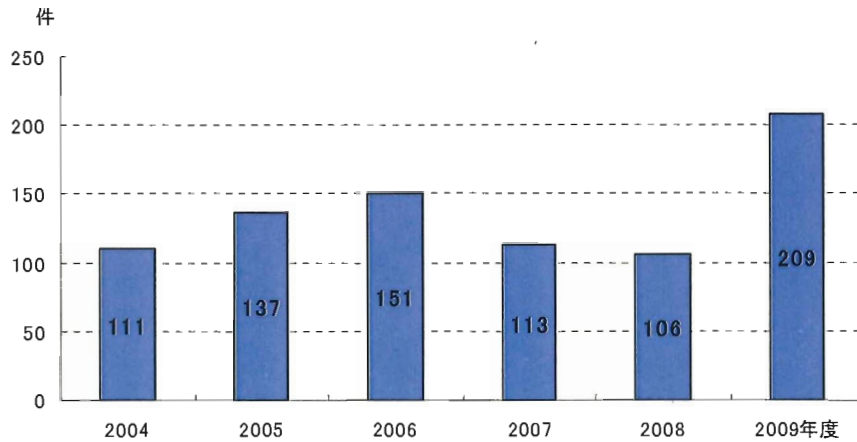
2. PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）^{注1}にみる相談の概要

（1）相談件数^{注2}

PIO-NET に寄せられる保証人紹介ビジネスに関するトラブルは、2008 年度以前は 100 件台前半で推移していたが、2009 年度には 209 件にのぼった（図 1）。前年度と比べると、約 2 倍の件数となる。

^{注1} PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

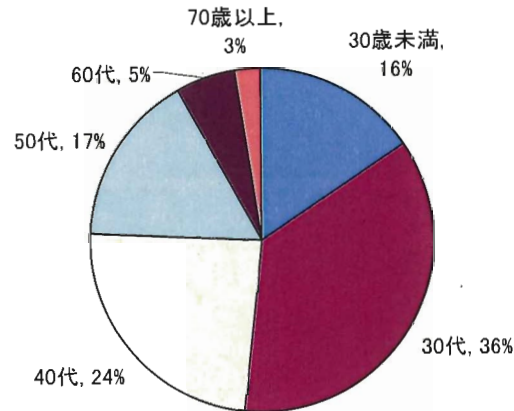
^{注2} 2010 年 4 月 30 日までの登録分で 2004 年度から 2009 年度の全相談を対象とする。以下、契約当事者の属性及び既支払額についても同様。



(図1) 相談件数の推移

(2) 契約当事者の属性

- ① 男女別にみると、男性が526件(64%)、女性が268件(33%)であり、男性は女性の約2倍の件数となる^{注3}。
- ② 職業別にみると、給与生活者が464件(62%)で、次いで無職120件(16%)、自営・自由業106件(14%)となっている。
- ③ 年代別にみると、30代が264件(36%)と最も多く、次いで40代(24%)・50代(17%)・30歳未満(16%)の順となっている。(図2)



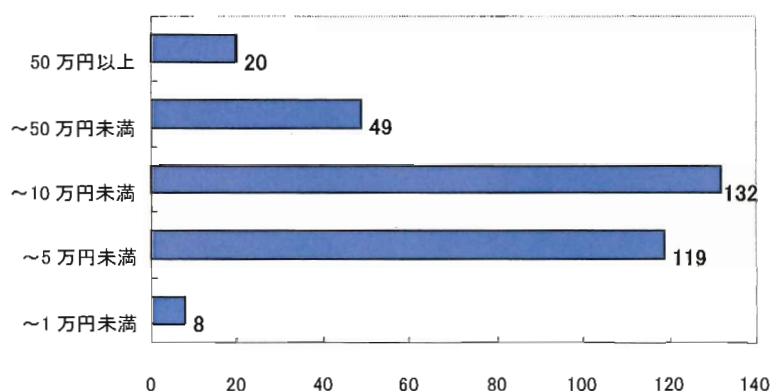
(図2) 年代別構成比

(3) 既支払額

料金等を請求され実際に支払った額の内訳を見ると、1万円以上5万円未満が119件(36%)、5万円以上10万円未満が132件(40%)で、合わせて251件(76%)と約3/4を占め、数万円単位の登録料や紹介料、キャンセル料を請求されている相談が多い^{注4}。(図3)

^{注3} 性別については、団体も含めた構成比で計算したものである。

^{注4} 既支払額については、金額が明らかとなっている相談のみで構成比を計算している。



(図3) 既支払金額

3. 相談事例

「保証人が必要な消費者」がトラブルにあう例（パターン①）と、「保証人として名義登録をした消費者」がトラブルにあう例（パターン②）がある。

パターン①：保証人が必要な消費者からの相談

【事例1】相互保証であることの記載がなかった

融資依頼をしたら保証人を付けるよう言われたため、インターネットで紹介業者に登録し、登録料1万円を支払った。保証人が紹介されることになったが、自分も紹介された保証人の保証人になることが条件になっていたようだ。相互保証であることはどこにも記載はなかったし説明もなかったため、解約を申し出たら解約を拒否された。

(相談受付年月：2006年3月、契約者：50代・女性・東京都)

【事例2】保証人を紹介してもらえなかった

賃貸住宅の保証人が必要になり、インターネットで見つけた保証人の紹介会社に申し込みをした。インターネット上では、入金したらその日に保証人を紹介すると記載があった。電話でも、審査に合格すれば入金日に即紹介すると説明された。審査に合格したときには、既に公務員が保証人になることになっていると言われたので代金を振り込んだ。ところが保証人は紹介されなかった。

(相談受付年月：2010年1月、契約者：50代・女性・東京都)

【事例3】紹介された人物を保証人として融資を申し込んだが断られた

インターネットで借金をするために必要な保証人を紹介され紹介業者に10万円を支払った。しかし、金融会社に100万円の融資を申し込んだところ断られた。保証人として紹介された人は公務員ということであったが、勤務先に確認すると該当する人物はいなかった。紹介業者に電話で苦情を伝えたが、その後電話が繋がらなくなった。

(相談受付年月：2009年3月、契約者：50代・男性・兵庫県)

【事例4】高額なキャンセル料を請求された

インターネットから身元保証人の紹介サイトに申し込みをした。利用規約には17時までに取り消しメールを送らなければキャンセル料が発生すると書かれていた。23時に申込みをした後、

3分後に解約メールを送ったが、紹介業者から1万円のキャンセル料の請求を受けた。

(相談受付年月：2010年3月、契約者：30代・女性・富山県)

【事例5】退会後に更新料の請求

3年前にアルバイト先に書類提出する際に身元保証人が必要だったため、インターネットで紹介業者を検索して代金を支払い契約した。その後不審な点があったため、退会手続きをしたが、2年後、退会処理が完了していないと郵便が届き、更新料を支払うよう請求された。再度退会書類を送ってもらい2回目の提出をしたが、また更新のお知らせと請求書が届いた。

(相談受付年月：2010年2月、契約者：30代・男性・東京都)

【事例6】融資会社で保証人紹介料を請求された

インターネットで融資の申し込みをしたら、保証人が必要と言われた。保証人はいない旨を申し出ると、融資会社が保証人を紹介するから、申し込み額の30%の手数料を支払うように言われた。納得できないので断ると、その後相手から電話で2度ほど脅された。インターネット申し込み時に自宅や会社等の個人情報を含めて教えてしまったので、不安。

(相談受付年月：2007年10月、契約者：20代・男性・東京都)

パターン②：保証人として名義を貸した消費者からの相談

【事例7】保証人を引き受けたが紹介業者が債務を負担してくれない

紹介業者を通じて第三者の保証人になると手数料収入を得られ、リスクは全て紹介業者が負担するということから、インターネットで見つけた紹介業者に保証人として登録して5人の保証人になっている。登録申請書を提出し、保証人としてサインをするだけだった。金銭的負担は全くないが、紹介会社の存在は伏せておくようにとのことだった。アパート賃貸契約の借入者の保証人になっているが、借入者が家賃滞納のまま行方不明になり、保証人としての負担を迫られている。紹介会社に支払いを求めると、何かと理由をつけて被保証人の債務を負担してくれない。

(相談受付年月：2007年3月、契約者：30代・女性・千葉県)

【事例8】保証人を引き受けたが、最初の説明と異なり債務を負担させられることになった

インターネットで知った紹介業者の紹介で、借金や賃貸保証サービスの保証人になる有料契約をしている。賃貸住宅の保証なら家賃の数十パーセント、金融保証なら5パーセントの保証料金がもらえる。他県の人から300万円の金融保証の保証人を引き受けたら、債務者が支払えなくなり、保証人である自分に全額の請求をされた。保証人を引き受けるにあたり、紹介業者が代位弁済^{注5}するので借金は負わないと説明されたが、月3万円しか払ってもらえず約束が違う。

(相談受付年月：2009年9月、契約者：30代・男性・愛知県)

注5 「代位弁済」とは、本来の債務者に代わって第三者や連帯保証人等が債務を弁済することをいう。債務を弁済する正当な利益を有する者がする代位弁済は「法定代位」といい、弁済によって当然に債権者が有していた債務者に対する権利等を取得する。一方、弁済をする正当な利益を有しない第三者がする代位弁済は、「任意代位」といい、債務者に対する通知・承諾等を行わなければ、債務者に対して債権者が有していた権利等を主張することはできない。

4. 消費生活相談からみた問題点

(1) 契約通りに履行されない

①保証人の紹介を申し込んだのに、保証人が紹介されなかった、②紹介された保証人では保証人審査が通らず契約ができなかったというように、実質的に契約内容が履行されない場合が多い。

(2) 個人情報が悪用されるおそれがある

登録時に得た個人情報をもとに、解約料や更新料を名目とする金銭の請求があとを絶たないといった相談など、一度登録した個人情報を悪用するという業者が存在している。

(3) 他人の債務を負担させられる

紹介業者は、保証人を募集する際に「消費者は全く金銭的負担を負わない」旨や「折半となる」旨を説明しているが、実際には債権者と保証人間の保証契約に紹介業者は一切かかわっていない。つまり、債権者と紹介業者に契約関係がない以上、紹介業者は債権者との関係では何らの責任も負担しない。債権者から請求を受けた消費者は、債務負担を免れないことになる。

このように、保証人紹介サービスは多くの問題点を抱えているが、保証人紹介サービスの利用を考える消費者はあとを絶たず、トラブルに巻き込まれてしまう結果を招いている。

事業者への法規制や監督官庁が存在しない現状においては、保証人紹介ビジネスに代わるなんらかの社会的制度の整備が望まれる。

5. 消費者へのアドバイス

(1) 安易に保証人紹介業者へのインターネット登録をしない

相談事例の中には、資料請求の目的で紹介業者のホームページに個人情報を登録してしまったところ請求を受けるようになってしまったというものや、登録後、自分で保証人になってくれる人を見つけられたので契約には至らなかったが登録料や更新料を請求されたりするものが多くある。

周囲の人に保証人を依頼しにくいという心理に、インターネットで他人に保証人を頼めてしまうという手軽さが加わって、すぐに登録等を行ってしまいがちであるが、保証人紹介ビジネスには問題点が多いので、安易に登録せず、紹介業者へ登録する前に、もう一度保証人を頼める人がいないか、代替手段がないか等確認してみることを。

(2) 金銭等を請求されても、根拠のない請求には絶対に応じない

相談内容の中には、契約を解約する書面を送ったのに引き続き更新料を請求されるといったものや、数年経過したのちに更新料という名目の請求を受けたという相談が目立つ。自動更新料やキャンセル料の発生が契約内容となっているか確認するなど、根拠のない請求には絶対に応じないこと。

(3) 保証人としての名義登録は絶対にしない

ただ単に名義を貸すつもりであっても、他人の保証人になることは、債権者との関係では自分に支払い義務が生じる。保証人紹介業者が代位弁済するので債務は負わないとうたっていても、他人の保証人になることは、金銭的に大きな負担を伴うことになるので、絶対に紹介業者へ保証人としての名義登録はしないこと。

(4) 保証人不在のため契約ができない場合は、最寄りの行政窓口相談をしてみる

自治体の中には、高齢者やひとり親世帯等の住民を対象として生活支援を始めとするサポート制度を設けている場合がある。保証人不在のために賃貸借契約が締結できないなどの場合には、最寄りの行政窓口への相談・問合せをしてみる。

(5) トラブルにあったら、消費生活センター等に相談すること

トラブルにあったらすぐに消費生活センターに相談すること。

6. 情報提供先

消費者庁 消費者情報課 地方協力室

本件問い合わせ先

情報部：03-3443-1793